

令和２年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち
食事券発行委託事業（北海道）

実施報告書

令和４年８月１０日
一般社団法人北海道商工会議所連合会

目 次

実施体制	．．．．．	P. 3
1. 事業期間	．．．．．	P. 4
2. 加盟店	．．．．．	P. 5
3. 販売店	．．．．．	P. 6
4. 販売枚数	．．．．．	P. 6
5. 換 金	．．．．．	P. 7
6. 実績確認監査事業者への報告	．．．．．	P. 9
7. 相談窓口事業者との連携	．．．．．	P. 10
8. 不正防止対策	．．．．．	P. 10
9. 所感・事業の成果等	．．．．．	P. 10
10. 制作物	．．．．．	P. 11
11. 広報物	．．．．．	P. 12
12. 事業運営	．．．．．	P. 14
別紙1	登録店舗数（地域別）．．．．．	P. 16
別紙2	換金回数・スケジュール．．．．．	P. 20
別紙3	制作物．．．．．	P. 21
別紙4	広報物．．．．．	P. 78
別紙5	新聞記事．．．．．	P.114
別紙6	コールセンター実績．．．．．	P.127

<実施体制>

- 受 託 者 一般社団法人北海道商工会議所連合会
事業統括：運営・会計管理
：関係団体・道内商工会議所・業者との連絡・調整
- 連携組織
- ・ 札幌商工会議所
食事券発行事業の実施、加盟店登録促進、利用者利用促進
 - ・ 北海道商工会連合会
道内商工会との連絡・調整
 - ・ 北海道商店街振興組合連合会
道内商店街振興組合・市商店街振興組合連合会との連絡・調整
 - ・ 北海道農業協同組合中央会／北海道信用農業協同組合連合会
食事券販売
 - ・ 株式会社北洋銀行／株式会社北海道銀行／北海道信用金庫
食事券販売
 - ・ 凸版印刷株式会社北海道事業部
加盟店登録、コールセンター、食事券印刷、店頭販促物制作、
ホームページ運用管理 等
 - ・ 株式会社ニッセンレンエスコート
利用済食事券回収受付、計量、利用済食事券無効化处理、
換金データ作成、加盟店への振込、利用済食事券保管
 - ・ 道内 4 1 商工会議所／ 1 5 2 商工会／ 1 2 1 商店街
加盟店登録促進、利用者利用促進

1. 事業期間

販売期間	令和2年11月10日～令和4年4月10日 ※当初計画 令和2年11月10日～令和3年1月29日 ※1次販売 令和2年11月10日発売分(50万冊) ※2次販売 令和2年11月16日発売分(50万冊)
利用期間	令和2年11月10日～令和4年5月10日 ※当初計画 令和2年11月10日～令和3年3月31日

(1) 販売停止期間 令和2年11月30日～令和3年8月18日

(2) 期間延長の状況 下表の通り

	公表日	販売期限	利用期限
当初計画	令和2年10月19日	令和3年1月29日	令和3年3月31日
変更1	令和3年1月22日	販売再開から61日間	令和3年6月30日
変更2	令和3年6月22日	少なくとも8月末迄	少なくとも9月末迄
変更3	令和3年8月3日	少なくとも9月末迄	少なくとも10月末迄
変更4	令和3年8月12日	令和3年10月18日	令和3年11月18日
変更5	令和3年9月24日	令和3年11月15日	令和3年12月15日
変更6	令和3年11月12日	令和3年12月15日	令和3年12月15日
変更7	令和3年11月25日	令和3年12月24日	令和4年1月31日
変更8	令和3年12月17日	令和4年1月31日	令和4年2月28日
変更9	令和4年1月24日	2/1 から店内利用制限日数分	3/1 から店内利用制限日数分
変更10	令和4年1月26日	令和4年2月25日	令和4年3月25日
変更11	令和4年2月25日	令和4年3月25日	令和4年4月25日
変更12	令和4年3月4日	令和4年4月10日	令和4年5月10日

(3) 制限の状況 下表の通り

令和2年11月21日～	(全道) 店内利用人数を制限 ※4人以内	制限導入
〃 11月30日～	(全道) 販売一時停止 (札幌) 店内利用を制限 ※テイクアウト・デリバリーのみ可	強化 強化
〃 12月28日～	(全道) 店内利用を制限 ※テイクアウト・デリバリーのみ可	強化
令和3年 1月12日～	(全道) 条件付き店内利用再開 ※同居家族4人以内	緩和
〃 8月19日～	(全道) 販売再開 (全道) 店内利用を制限 ※テイクアウト・デリバリーのみ可	緩和 強化

〃 10月15日～	(全道) 条件付き店内利用再開 ※4人以内	緩和
〃 11月 1日～	(全道) 店内利用全面再開	撤廃
令和4年 1月27日～	(全道) 店内利用を制限 ※テイクアウト・デリバリーのみ可	強化
〃 3月22日～	(全道) 店内利用全面再開	撤廃

2. 加盟店

(1) 加盟店舗数 7, 743店舗 (令和4年5月10日: 利用終了時点)

(2) 解除数 326店舗 (うち閉店・休業は200店舗)

(3) 加盟店舗数累計 8, 069店舗

(4) 飲食店区分別の加盟店舗数

一般食堂・定食	656	レストラン・ファミリーレストラン	760
バイキング・ビュッフェレストラン	79	日本料理・郷土料理	203
懐石・割烹	38	天ぷら・うなぎ	31
とんかつ	56	すきやき・しゃぶしゃぶ	42
かに料理・海鮮料理	42	丼・鍋	66
おにぎり・釜飯	7	その他の日本料理	55
中華料理・台湾料理	193	ぎょうざ	12
ラーメン・中華そば	394	焼肉	507
ステーキ・鉄板焼	61	ジンギスカン	100
ホルモン焼	9	バーベキュー	2
フランス料理・イタリア料理	202	スパゲティ・パスタ	54
その他の西洋料理	67	韓国料理	14
アジア・エスニック料理	26	インド料理・カレー	130
無国籍料理・多国籍料理	12	そば・うどん	326
すし	282	回転すし	177
居酒屋・大衆酒場	1,444	焼鳥	213
から揚げ・ザンギ	13	もつ焼・おでん	13
ビヤホール・ビアレストラン	38	ダイニングバー	137
ショットバー・オーセンティックバー	123	スナック (1~2名営業・接待なし)	36
喫茶店・珈琲店・紅茶店・茶房	341	カフェ・フルーツパーラー	286
お好み焼き・焼きそば	46	たこ焼き・もんじゃ焼き	13
ハンバーガー	77	フライドチキン	6
ベーカリーカフェ	34	イートインのある洋菓子店	45
イートインのある和菓子店	3	イートインのあるドーナツ店	43
イートインのあるサンドイッチ店	8	イートインのあるアイスクリーム店	53
イートインのあるジュース店	10	イートインのあるその他の飲食店	27
その他	131	合計	7,743

(5) 地域別の登録状況は「別紙1」P.16 参照

3. 販売店

(1) 常設店：全道域（179 市町村）に 4 3 5 箇所

①北洋銀行	5 7 店舗	②北海道銀行	4 5 店舗
③北海道信用金庫	5 4 店舗	④苫小牧信用金庫	2 5 店舗
⑤旭川信用金庫	2 4 店舗	⑥道南うみ街信用金庫	2 0 店舗
⑦渡島信用金庫	8 店舗	⑧釧路信用金庫	1 5 店舗
⑨帯広信用金庫	2 6 店舗	⑩大地みらい信用金庫	1 0 店舗
⑪北見信用金庫	2 1 店舗	⑫室蘭信用金庫	9 店舗
⑬空知信用金庫	1 2 店舗	⑭北門信用金庫	1 3 店舗
⑮網走信用金庫	1 0 店舗	⑯伊達信用金庫	5 店舗
⑰稚内信用金庫	1 8 店舗	⑱北星信用金庫	1 4 店舗
⑲日高信用金庫	7 店舗	⑳留萌信用金庫	6 店舗
㉑北空知信用金庫	7 店舗	㉒遠軽信用金庫	6 店舗
㉓郵便局	2 店舗	㉔ J A バンク	1 7 店舗
㉕商工会	4 単会		

(2) 期間限定の臨時販売所 8 箇所

札幌市	①札幌駅前通地下歩行空間（臨時販売 6 回）	
	②アリオ札幌	（ 〃 3 回）
	③イオンモール札幌平岡	（ 〃 2 回）
	④イオンモール札幌発寒	（ 〃 2 回）
	⑤イオンモール札幌苗穂	（ 〃 2 回）
小樽市	⑥長崎屋小樽店	（ 〃 1 回）
函館市	⑦キラリス函館	（ 〃 1 回）
帯広市	⑧藤丸百貨店	（ 〃 1 回）

4. 販売枚数

(1) 発行単位 1 冊 1 0, 0 0 0 円（1,000 円×10 枚綴り）

(2) 販売価格 1 冊 8, 0 0 0 円（プレミアム分 2,000 円付）

※プレミアム率 2 5 %（販売価格 8,000 円の 25%分）

(3) 発行枚数 1 0, 0 0 0, 0 0 0 枚（1,000,000 冊）

(4) 販売枚数 8, 3 8 2, 2 7 0 枚（ 838,227 冊）

※販売／発行＝ 83.8%

(5) 販売額面 8, 3 8 2, 2 7 0, 0 0 0 円

(6) 販売収入 6, 7 0 5, 8 1 6, 0 0 0 円（838,227 冊×8,000 円）

(7) 地域別の販売状況は「別紙 1」P.16 参照

臨時販売の結果

実施日	開催地	会場	販売冊数
令和3年12月18日～19日	札幌 小樽	札幌駅前通地下歩行空間 長崎屋小樽店	2,901 冊 181 冊
令和3年12月23日～24日	函館 帯広	キラリス函館 藤丸百貨店	446 冊 78 冊
令和4年1月15日～16日	札幌	札幌駅前通地下歩行空間 アリオ札幌 イオンモール札幌平岡 イオンモール札幌発寒 イオンモール札幌苗穂	1,431 冊 684 冊 470 冊 448 冊 196 冊
令和4年1月22日～23日	札幌	アリオ札幌 イオンモール札幌平岡 イオンモール札幌発寒 イオンモール札幌苗穂	382 冊 199 冊 354 冊 207 冊
令和4年1月29日～30日	札幌	札幌駅前通地下歩行空間 アリオ札幌	217 冊 209 冊
令和4年3月5日～13日	札幌	札幌駅前通地下歩行空間	2,362 冊
令和4年4月2日～3日	札幌	札幌駅前通地下歩行空間	3,904 冊
令和4年4月9日～10日	札幌	札幌駅前通地下歩行空間	4,185 冊
23 日間	4 市	8 会場	18,854 冊

5. 換 金

(1) 給付金対象 換金枚数 8, 316, 304 枚 (1,000 円換金)

※正規利用／販売＝ 99.2%

換金額 8, 316, 304, 000 円

(2) 給付金対象外 換金枚数 8, 084 枚 (800 円換金)

換金額 6, 467, 200 円 (8,084 枚×800 円)

※給付金対象外とは、換金請求のあった利用済食事券のうち、自己利用等不適正な取扱いの疑義発覚により給付金支払対象から除外した枚数。

(3) 給付金対象外の処理 (8,084 枚：計 4 件)

A 換金前に発覚 (3,897 枚) → 給付金を除き換金 (登録解除)

・令和2年11月、回収受付事業者から「1冊10枚綴りの食事券が切り離されていない状態で80冊、回収専用封筒に同梱されていた」旨の報告を受け、事務局が詳細聞き取りを行ったところ、自己で大量購入し換金請求を行ったことを認めたため、給付金は換金対象外とした。

- ・また、換金請求前の自己購入食事券が他にも大量に残っており、同じような扱いを防止するため、全て事務局が買い戻した。

B 換金後に発覚（1,510 枚）→ 給付金分のみ返還（登録解除）

- ・令和 3 年 11 月、回収受付事業者から「同一加盟店から 30 冊を超える『切り離されていない食事券』の換金請求があり、過去の換金も含めて不適正換金が疑われる」旨の報告を受け、事務局が詳細聞き取りを行ったところ、自己で大量購入し換金請求を行ったことを認め、自ら給付金分のみ返還を申し出たケース。

C 換金後に発覚（500 枚）→ 給付金分のみ返還（利用期間終了後の事案）

- ・令和 4 年 6 月、加盟店から「5 月に換金支払を受けたうちの 500 枚が自己購入であった」旨の自己申告があったため、給付金分のみ返還。
- ・もし、調査のため本部に連絡されたら自分は解雇される、と怖くなり自ら返金を申し出たケース。

D 換金後に発覚（2,177 枚）→ 給付金分のみ返還（利用期間終了後の事案）

- ・令和 4 年 8 月、加盟店から「6 月に換金支払を受けた 2,177 枚が自己購入であった」旨の自己申告があったため、給付金分のみ返還。
- ・もし、調査が入り店名が公表されたら店が立ち行かなくなる、と自ら返金を申し出たケース。

（４）換金回数 ４１回 ※換金スケジュールと換金実績は「別紙２」P.20 参照

（５）余剰金 ４６，３０５，６００円（５７，８８２枚分）

（令和 4 年 8 月 10 日：事業終了時点）

（６）換金枚数上位 10 分野

	飲食店区分	加盟店舗数	%	換金枚数	%
1	回転すし	177	0.02	1,624,072	19.5
2	レストラン・ファミリーレストラン	760	9.8	1,097,840	13.2
3	居酒屋・大衆酒場	1,444	18.6	1,005,018	12.0
4	焼肉	507	6.5	888,226	10.6
5	すし	282	3.6	437,092	5.2
6	ラーメン・中華そば	394	5.1	325,416	3.9
7	一般食堂・定食	656	8.5	307,690	3.7
8	フランス料理・イタリア料理	202	2.6	278,315	3.3
9	焼鳥	213	2.8	256,344	3.0
10	中華料理・台湾料理	193	2.5	240,589	2.9
計		4,828	62.4	6,460,602	77.6

6. 実績確認監査等事業者への報告

事業開始（令和 2 年 11 月）から事業終了（令和 4 年 8 月）までの期間中、実績確認監査等事業者が定める報告事項を各月毎の対象期間に基づき、実績報告を行った。

- （１）報告事項
- ①食事券発行回収情報シート
 - ②販売店別販売実績集計シート
 - ③飲食店別食事券回収情報シート
 - ④代金支払情報シート
 - ⑤飲食店マスタシート

- （２）報告回数 計 22 回 ※対象期間・報告締日は下表の通り。

回	対象期間	報告締日
1	令和 2 年 10 月 23 日～11 月 22 日	令和 2 年 11 月 30 日
2	11 月 23 日～12 月 17 日	12 月 28 日
3	12 月 18 日～令和 3 年 1 月 21 日	令和 3 年 1 月 29 日
4	1 月 22 日～2 月 18 日	2 月 26 日
5	2 月 19 日～3 月 31 日	4 月 7 日
6	4 月 1 日～4 月 21 日	4 月 30 日
7	4 月 22 日～5 月 23 日	5 月 31 日
8	5 月 24 日～6 月 22 日	6 月 30 日
9	6 月 23 日～7 月 22 日	7 月 30 日
1 0	7 月 23 日～8 月 22 日	8 月 31 日
1 1	8 月 23 日～9 月 21 日	9 月 30 日
1 2	9 月 22 日～10 月 21 日	10 月 29 日
1 3	10 月 22 日～11 月 18 日	11 月 29 日
1 4	11 月 19 日～12 月 15 日	12 月 23 日
1 5	12 月 16 日～令和 4 年 1 月 23 日	令和 4 年 1 月 31 日
1 6	1 月 24 日～2 月 20 日	2 月 28 日
1 7	2 月 21 日～3 月 17 日	3 月 28 日
1 8	3 月 18 日～4 月 19 日	4 月 27 日
1 9	4 月 20 日～5 月 22 日	5 月 30 日
2 0	5 月 23 日～6 月 22 日	6 月 30 日
2 1	6 月 23 日～7 月 21 日	7 月 29 日
2 2	7 月 22 日～8 月 23 日	8 月 31 日

7. 相談窓口・申請案内等事業者との連携

令和2年11月（事業開始）から令和3年8月（国送付の店頭ツールが無くなる）まで、毎週、新規加盟店情報を報告しコロナ接触確認アプリ告知シール等、店頭ツールを加盟店に発送して頂いた。

令和3年9月から令和4年4月（加盟店登録期間終了）までの期間は、毎月、新規加盟店情報の報告を行った。

8. 不正防止対策

- (1) 食事券 コピー牽制加工、マイクロ文字製版使用、
OCR 番号管理 ※「別紙3」P.22 参照
- (2) ホームページ 以下の自己取引・架空取引防止啓発を掲載
 ※「別紙3」P.23 参照
 - ・どの食事券が、どの加盟店で利用されたか分かること
 - ・個人利用の範囲を超える不自然な利用が疑われる場合は調査対象となること
 - ・給付金不正受給が判明した場合は、返還を求めること
- (3) 加盟店への連絡 加盟店への事務連絡の際、不正防止の注意喚起を実施
 (注意喚起：計14回、連絡文：下記)
 - ・加盟飲食店による「食事券の大量買い」「利用実態のない換金請求」等は、調査対象となり、換金をお断りする場合があります。(場合により、刑事告発される可能性もあります)
 - ・換金請求された食事券の番号は、全て利用店舗と紐付けされています。(利用日が違って、不自然な量の連番食事券の利用が判明した場合は、調査対象となります)
 - ・くれぐれも不正利用をされないようお願いいたします。
- (4) 販売窓口の掲示 販売カウンターに「食事券の『転売・架空取引・自己取引』は禁止されています」の文章を掲示。

9. 所感・事業の成果等

- (1) 販売 8,382,270 枚のうち、99.2%にあたる 8,316,304 枚が利用され、83 億 1,630 万 4 千円の需要喚起に繋がった。
- (2) 利用金額の多少はあるが、飲食店区分 53 区分のうち、ほぼ全ての区分で利用されたこと、換金振込した口座は 5,090 口座だったことから、需要喚起の効果は加盟店の区分・店舗に幅広く行き渡ったと考えられる。

- (3) 事業実施体制構築の際、食事券の販売を金券管理の信頼性が高い金融機関（地銀、信金、JAバンク）に依頼したが、本来業務以外で不特定多数の住民が来店することに難色を示され、交渉は予想以上に難航した。
- (4) 金融機関店舗の空白地域（4町村）は地元商工会に販売を依頼し、道内179市町村全てに販売店を設置することができ、道民の利便性を確保した。
- (5) 「食事券の利用があり大変助かった」と加盟店から電話をいただいた。調べたところ、換金請求額は1万数千円であった。この額で感謝の電話をいただくということは、飲食店が大変厳しい状況におかれている、ということをも痛切に感じた瞬間でもあった。

※余剰金の取り扱い（46,305,600円）

※販売枚数（買戻し枚数を除く）－換金枚数＝57,882枚×800円

- ① コロナ対策の需要喚起事業であることを鑑み、国委託費・国補助金の対象期間経過後（第41回換金後）においても、余剰金を活用し、換金を申し出た飲食店への換金に応じることとする。（月1回）
- ② 対応金額は利用額と同額の1枚1,000円とし、「A：余剰金の限り」または「B：令和4年12月23日までに受け付けた分まで」とする。
- ③ 換金に係る業務費用は余剰金から支出する。
- ④ 上記②「B：令和4年12月23日（受付締日）」以降もなお余剰金がある場合は、相応しい使途について北海道庁と相談の上、決定する。

10. 制作物

- (1) 食事券 100万冊（1,000万枚） ※「別紙3」P.21 参照
- (2) 加盟店募集パンフレット（42商工会議所・152商工会・121商店街に配架）
※「別紙3」P.24 参照
- (3) 販売店ツール

ポスター	(販売店向け)
ステッカー	(〃)
完売ステッカー	(1次販売分：販売店向け)
完売ステッカー	(2次販売分：販売店向け)
販売店マニュアル	(販売店向け)
延長用ポスター	(〃)
延長用ステッカー	(〃)
再延長用ポスター	(〃)
再延長用ステッカー	(〃)
- (4) 加盟店ツール

ポスター	(加盟店向け)
ステッカー	(〃)
レジ横ステッカー	(〃)

- 加盟店マニュアル (〃)
- 延長用ポスター (〃)
- 延長用ステッカー (〃)
- 延長用マニュアル (〃)
- 再延長用ポスター (〃)
- 再延長用ステッカー (〃)
- 再延長用マニュアル (〃)
- (5) 精算ツール 利用済食事券回収用封筒 (加盟店向け)
- 精算伝票 (〃)
- 送付用封筒 (〃)
- (6) 販売時配布用 人数制限同意書 (販売店向け)
- 延長告知半チラシ (〃)
- (7) 臨時販売用 自立バナー、卓上サイン (臨時販売所に設置)
- (8) 制作物デザイン等は「別紙3」を参照

1 1. 広報物

(1) 新聞広告 ※「別紙4」P.78 参照

①令和2年11月4日(水) 販売告知

7段 北海道新聞

②令和3年2月7日(日) 販売・利用期限延長

15段 北海道新聞

5段 十勝毎日、釧路新聞、室蘭民報、苫小牧民報、函館新聞、
北海民友、宗谷新聞、名寄新聞、道北日報、日刊留萌、
日高報知、経済の伝書鳩(北見)、網走広報

半5段 読売新聞、毎日新聞、朝日新聞

③令和3年3月30日(火) 販売・利用期限延長

半5段 北海道新聞、十勝毎日、釧路新聞、室蘭民報、苫小牧民報、
函館新聞、宗谷新聞、稚内プレス、経済の伝書鳩、
ライナー(旭川)、読売新聞、毎日新聞、朝日新聞

④令和3年6月28日(月) 販売・利用期限延長

5段 北海道新聞、十勝毎日、釧路新聞、室蘭民報、苫小牧民報、
函館新聞

半5段 読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、北海民友、宗谷新聞、
名寄新聞、道北日報、日刊留萌、日高報知、経済の伝書鳩、
網走広報、ライナー

半4段 稚内プレス

- ⑤令和4年8月29日（日） 販売再開、販売・利用期限延長
 5段 北海道新聞、十勝毎日、釧路新聞、室蘭民報、苫小牧民報、
 函館新聞
 半5段 読売新聞、毎日新聞、朝日新聞、北海民友、宗谷新聞、
 名寄新聞、道北日報、日刊留萌、日高報知、経済の伝書鳩、
 網走広報、ライナー
 半4段 稚内プレス
- ⑥令和4年11月30日（火） 販売・利用期限延長
 5段 北海道新聞
- ⑦令和3年12月22日（水） 販売・利用期限延長
 TV面75 北海道新聞
- ⑧令和4年1月24日（月） 利用条件変更、販売・利用期限延長
 5段 北海道新聞
- ⑨令和4年2月22日（火） 利用制限延長、販売・利用期限延長
 5段 北海道新聞
- ⑩令和4年3月28日（月）～30日（水）販売期限・利用期限
 1面記事 北海道新聞
- ⑪令和4年3月30日（水） 販売期限・利用期限
 TV面突き出し 北海道新聞
- ⑫令和4年4月8日（金） 本日販売最終日
 5段 北海道新聞
- ⑬令和4年4月23日（土） 利用期限告知
 5月 2日（月） 〃
 5月 7日（土） 〃
 TV面75 北海道新聞

（2）WEB 広告 ※「別紙4」P.109 参照

- ①令和3年11月1日～15日
 使用媒体 Yahoo、Google、Facebook・Instagram
 掲載回数（クリック数） Yahoo 2,537,022回（ 6,242回）
 Google 1,663,061回（ 10,019回）
 Facebook 510,581回（ 18,389回）
- ②令和3年12月17日～24日
 使用媒体 Yahoo、Google、Facebook・Instagram
 掲載回数（クリック数） Yahoo 3,741,928回（ 5,821回）
 Google 1,179,587回（ 6,174回）
 Facebook 304,037回（ 10,648回）

③令和4年1月19日～31日

使用媒体 Yahoo、Google、Facebook・Instagram

掲載回数（クリック数） Yahoo 6,961,789回（10,669回）

Google 2,136,449回（11,809回）

Facebook 572,795回（7,621回）

（3）ラジオスポット ※「別紙4」P.111 参照

令和3年12月18日～1月24日

使用媒体 エフエム北海道（AIR-G）

規格 20秒CM

本数 85本

（4）テレビスポット ※「別紙4」P.112 参照

令和4年1月4日～31日

使用媒体 北海道テレビ放送（HTB）、北海道文化放送（UHB）、
北海道放送（HBC）*HBCのみ2/6まで

規格 15秒CM

本数 HTB142本、UHB69本、HBC126本

（5）新聞記事掲載は「別紙5」P.114 参照

12. 事業運営

（1）加盟店登録受付 紙申請 令和2年10月23日（金）～

WEB申請 令和2年10月26日（月）～

締切 令和4年4月3日（日）

<業務フロー>

凸版印刷 WEB申請書・紙申請書の受付

必要記載事項の確認（漏れがある場合は申請者に連絡）

申請データ入力

内容確認（1次審査）

1次審査情報を「北海道商工会議所連合会（道商連）」に渡す

道商連 申請内容の確認（2次審査）

（必要がある場合は申請者に連絡し確認）

（登録できない事業者にはその旨通知）

審査結果を凸版印刷にフィードバック

凸版印刷 道商連が「承認」した事業者に「登録承認通知書」を発行

<募集要項>

「別紙3」P.24 参照

(2) コールセンター

加盟店向け 開始 令和2年10月20日(火)

終了 令和4年 7月 8日(金)

利用者向け 開始 令和2年11月 4日(水)

終了 令和4年 5月11日(水)

営業時間 平日 9:00～18:00

オペレーター 加盟店向け 延べ2,437人

※令和2年10月～11月は、9名/日

令和2年12月～令和3年3月は、7～8名/日

令和3年 4月～令和4年5月は、5～6名/日

令和4年 6月～7月は、2～3名/日

利用者向け 延べ2,059人

※令和2年11月は、9名/日

令和2年12月～令和3年3月は、6～8名/日

令和3年 4月～12月は、4～5名/日

令和4年 1月は、9～10名/日

令和4年 2月～5月は、6名/日

※月別利用状況は「別紙6」P.127 参照

(3) ホームページ 公 開 令和2年10月19日(月)

更新終了 令和4年 6月30日(木)

Go To Eat北海道お食事券 地域別:加盟店舗数

		7,743	326	8,069	838,227
地区	市区町村名	終了時点加盟数	解約数	加盟延べ数	販売冊数
石狩管内	札幌市	3,103	168	3,271	475,908
	江別市	74	5	79	18,365
	千歳市	169	4	173	11,738
	恵庭市	68	4	72	7,772
	北広島市	26	3	29	5,334
	石狩市	28	1	29	6,737
	当別町	22		22	1,876
	新篠津村	6	1	7	527
空知管内	夕張市	8		8	641
	岩見沢市	73	3	76	9,155
	美瑛市	16	1	17	1,618
	芦別市	6		6	759
	赤平市	1	1	2	418
	三笠市	8		8	411
	滝川市	55	2	57	7,937
	砂川市	24		24	2,266
	歌志内市	—		0	197
	深川市	20		20	2,314
	南幌町	12		12	1,223
	奈井江町	12		12	595
	上砂川町	2		2	210
	由仁町	4		4	575
	長沼町	5	1	6	882
	栗山町	12		12	1,029
	月形町	—		0	285
	浦臼町	2		2	297
	新十津川町	4		4	852
	妹背牛町	8	2	10	924
	秩父別町	7		7	808
	雨竜町	3		3	453
	北竜町	7		7	525
	沼田町	4	1	5	305
後志管内	小樽市	241	8	249	14,507
	島牧村	5		5	132
	寿都町	5		5	197
	黒松内町	—		0	149
	蘭越町	11		11	400
	二セコ町	42	1	43	565
	真狩村	1		1	144
	留寿都村	39		39	157
	喜茂別町	3		3	273
	京極町	4		4	283
	倶知安町	97	3	100	1,470
	共和町	3		3	500
	岩内町	18	1	19	1,662
	泊村	—		0	174

地区	市区町村名	終了時点加盟数	解約数	加盟延べ数	販売冊数
後志管内	神恵内村	5	1	6	90
	積丹町	10	1	11	204
	古平町	3		3	350
	仁木町	2		2	169
	余市町	14	3	17	1,305
	赤井川村	19		19	180
胆振管内	室蘭市	90	2	92	6,442
	苫小牧市	183	7	190	17,101
	登別市	50		50	3,409
	伊達市	42		42	2,240
	豊浦町	4	2	6	371
	壮瞥町	10		10	330
	白老町	32		32	1,612
	厚真町	4		4	445
	洞爺湖町	26	1	27	714
	安平町	7		7	788
	むかわ町	3		3	607
日高管内	日高町	4		4	730
	平取町	6		6	454
	新冠町	7		7	958
	浦河町	42	2	44	2,987
	様似町	5		5	205
	えりも町	8		8	306
	新ひだか町	36	1	37	2,238
渡島管内	函館市	585	26	611	40,342
	北斗市	40	2	42	4,756
	松前町	3		3	250
	福島町	—		0	234
	知内町	1		1	293
	木古内町	7		7	392
	七飯町	31		31	3,284
	鹿部町	—		0	305
	森町	14		14	871
	八雲町	11		11	708
	長万部町	1		1	361
檜山管内	江差町	8		8	424
	上ノ国町	3		3	242
	厚沢部町	3		3	204
	乙部町	4		4	260
	奥尻町	7		7	300
	今金町	4		4	346
	せたな町	2		2	273
上川管内	旭川市	410	13	423	27,588
	士別市	20		20	1,829
	名寄市	39	1	40	1,671
	富良野市	76	1	77	1,614
	鷹栖町	6		6	341
	東神楽町	12		12	567
	当麻町	2		2	208
	比布町	2		2	127
	愛別町	—		0	114
	上川町	14	2	16	284

地区	市区町村名	終了時点加盟数	解約数	加盟延べ数	販売冊数
上川管内	東川町	10		10	522
	美瑛町	37	3	40	1,396
	上富良野町	21		21	1,125
	中富良野町	13		13	254
	南富良野町	2	1	3	218
	占冠村	23	3	26	99
	和寒町	10	1	11	645
	剣淵町	7		7	234
	下川町	5		5	173
	美深町	2		2	63
	音威子府村	2		2	100
	中川町	2		2	89
	幌加内町	2	1	3	208
留萌管内	留萌市	10		10	689
	増毛町	1		1	103
	小平町	—		0	200
	苫前町	5		5	80
	羽幌町	1		1	166
	初山別村	1		1	44
	遠別町	2		2	89
	天塩町	—		0	100
宗谷管内	稚内市	44	3	47	2,211
	猿払村	1		1	154
	浜頓別町	4	1	5	400
	中頓別町	1		1	32
	枝幸町	16		16	1,210
	豊富町	1		1	159
	礼文町	3		3	300
	利尻町	3		3	37
	利尻富士町	—		0	53
	幌延町	5	1	6	164
オホーツク管内	北見市	181	5	186	27,631
	網走市	81		81	3,594
	紋別市	39		39	3,517
	美幌町	12		12	1,102
	津別町	5		5	495
	斜里町	25	2	27	1,509
	清里町	10		10	401
	小清水町	9		9	628
	訓子府町	6		6	1,472
	置戸町	7		7	914
	佐呂間町	1		1	251
	遠軽町	17		17	1,592
	湧別町	9		9	813
	滝上町	3		3	334
	興部町	5		5	526
	西興部村	2		2	157
	雄武町	3		3	210
	大空町	8		8	593

地区	市区町村名	終了時点加盟数	解約数	加盟延べ数	販売冊数
十勝管内	帯広市	245	9	254	23,167
	音更町	46	4	50	5,541
	士幌町	18		18	861
	上士幌町	3		3	308
	鹿追町	17		17	1,084
	新得町	12		12	306
	清水町	11		11	770
	芽室町	17		17	2,209
	中札内村	12		12	565
	更別村	2	1	3	400
	大樹町	13	1	14	738
	広尾町	7		7	174
	幕別町	28		28	2,424
	池田町	9		9	716
	豊頃町	2		2	383
	本別町	16		16	1,324
	足寄町	18	1	19	1,172
	陸別町	5		5	226
	浦幌町	11	4	15	432
釧路管内	釧路市	234	6	240	12,530
	釧路町	20		20	1,407
	厚岸町	1		1	453
	浜中町	3		3	199
	標茶町	6		6	370
	弟子屈町	28	2	30	398
	鶴居村	7		7	201
	白糠町	12		12	1,000
根室管内	根室市	16		16	894
	別海町	38	2	40	1,067
	中標津町	41		41	3,236
	標津町	8		8	481
	羅臼町	5		5	163

Go To Eat北海道お食事券 換金回数・スケジュール

回数	受付締日	振込日	枚数(枚)	換金額(円)
1	R2. 11. 20	R2. 11. 30	18,990	18,990,000
2	12. 4	12. 14	203,210	203,210,000
3	12. 18	12. 28	268,074	268,074,000
4	R3. 1. 5	R3. 1. 15	223,186	223,186,000
5	1. 21	2. 1	338,491	338,491,000
6	2. 8	2. 18	216,263	216,263,000
7	2. 24	3. 8	158,607	158,607,000
8	3. 15	3. 25	162,525	162,525,000
9	3. 29	4. 8	79,790	79,790,000
10	4. 12	4. 22	140,100	140,100,000
11	4. 19	4. 30	40,307	40,307,000
12	5. 6	5. 17	46,118	46,118,000
13	5. 20	5. 31	89,932	89,932,000
14	6. 3	6. 14	44,236	44,236,000
15	6. 21	7. 1	34,635	34,635,000
16	7. 5	7. 15	28,459	28,459,000
17	7. 20	7. 30	30,805	30,805,000
18	8. 3	8. 13	14,411	14,411,000
19	8. 17	8. 27	9,518	9,518,000
20	8. 31	9. 10	16,912	16,912,000
21	9. 13	9. 24	56,353	56,353,000
22	9. 27	10. 7	67,010	67,010,000
23	10. 19	10. 29	165,050	165,050,000
24	10. 26	11. 5	71,569	71,569,000
25	11. 9	11. 19	283,276	283,276,000
26	11. 24	12. 6	343,437	343,437,000
27	12. 8	12. 20	517,438	517,438,000
28	12. 21	R4. 1. 4	460,184	460,184,000
29	R4. 1. 12	1. 24	820,940	820,940,000
30	1. 26	2. 7	525,904	525,904,000
31	2. 8	2. 18	373,564	373,564,000
32	2. 22	3. 4	212,975	212,975,000
33	3. 9	3. 22	229,579	229,579,000
34	3. 23	4. 4	90,537	90,537,000
35	4. 15	4. 26	504,582	504,582,000
36	4. 25	5. 16	228,826	228,826,000
37	5. 13	5. 24	567,995	567,995,000
38	5. 31	6. 14	526,921	526,921,000
39	6. 10	6. 22	94,526	94,526,000
40	6. 24	7. 6	14,745	14,745,000
41	7. 22	8. 3	511	511,000
計			8,320,491	8,320,491,000
給付金対象外（換金後）			▲ 4,187	▲ 4,187,000
給付金対象 計			8,316,304	8,316,304,000
給付対象外（換金前）			3,897	3,117,600
給付対象外（換金後）			4,187	3,349,600
給付対象外 計			8,084	6,467,200
換金額合計			8,324,388	8,322,771,200

(1,000円)

(800円)

Go To Eat食事券事業（北海道）

●制作物

①食事券 サイズ 縦76mm×横160mm

綴り表紙



おもて面

マイクロ文字製版加工
（ルーペ等で拡大すると判別できる
微細文字製版を金額部分に加工）



コピー牽制加工
（複写すると「COPY」の文字が出現）

Go To Eat 北海道お食事券

〈ご利用の際の注意〉

- 食事券は、事前に登録された取扱店でのみ利用できます。取扱店は下記のホームページでご確認ください。
- 食事券の有効期限は令和3年3月31日(水)までです。期日を過ぎた食事券は無効となります。また、期日の前後にかかわらず、食事券はいかなる理由があっても払い戻しはいたしません。
- 取扱店名が記入済みのものは利用できません。
- 食事券の盗難、紛失、滅失等については、発行者はその責を負いません。
- 食事券の交換・譲渡・売買は禁止します。
- 取扱店であっても、次に掲げる商品、サービス等の購入は、食事券の利用対象にはなりません。

お食事券利用対象外

① 店内飲食をメインとし、かき氷、

宅配ピザ、他のサービスを提供をメインとする店舗など

② 日本標準産業分類「76飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店など(※1・2)

※1 風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当

する飲食店

※2 飲食に伴う通常の役割(食事を出す・飲物を出す等)を超え

「特定少数の客に対する会話・サービス行為等」を行うもの

有効期限/令和3年3月31日(水)まで

発行者/北海道商工会議所連合会

「Go To Eat 北海道」お食事券お問い合わせセンター TEL.011-350-5922

受付時間: 平日9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く 令和3年3月31日(水)まで)

ホームページ <https://gotoeat-hokkaido.jp>

専門店・移動販売店舗(キッチンカー)・カラオケボックス、カラオケなど

への接待・遊興などを伴う飲食店など(※1・2)

クラブ、スナック・料亭(接待を伴うもの)

に該当

〈取扱店名〉

Go To Eat 北海道お食事券

〈ご利用の際の注意〉

- 食事券は、事前に登録された取扱店でのみ利用できます。取扱店は下記のホームページでご確認ください。
- 食事券の有効期限は令和3年3月31日(水)までです。期日を過ぎた食事券は無効となります。また、期日の前後にかかわらず、食事券はいかなる理由があっても払い戻しはいたしません。
- 取扱店名が記入済みのものは利用できません。
- 食事券の盗難、紛失、滅失等については、発行者はその責を負いません。
- 食事券の交換・譲渡・売買は禁止します。
- 取扱店であっても、次に掲げる商品、サービス等の購入は、食事券の利用対象にはなりません。

00000000000009

お食事券利用対象外

① 店内飲食をメインとし、かき氷、

宅配ピザなどのデリバリー専門店・持ち帰り専門店・移動販売店舗(キッチンカー)・カラオケボックス、カラオケなど

他のサービスの提供をメインとする店舗など

② 日本標準産業分類「76飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店など(※1・2)

※1 風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当

する飲食店

※2 飲食に伴う通常の役割(食事を出す・飲物を出す等)を超え

「特定少数の客に対する会話・サービス行為等」を行うもの

有効期限/令和3年3月31日(水)まで

発行者/北海道商工会議所連合会

「Go To Eat 北海道」お食事券お問い合わせセンター TEL.011-350-5922

受付時間: 平日9:00~18:00(土・日・祝日・年末年始を除く 令和3年3月31日(水)まで)

ホームページ <https://gotoeat-hokkaido.jp>

専門店・移動販売店舗(キッチンカー)・カラオケボックス、カラオケなど

への接待・遊興などを伴う飲食店など(※1・2)

※1 風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当

する飲食店

※2 飲食に伴う通常の役割(食事を出す・飲物を出す等)を超え

「特定少数の客に対する会話・サービス行為等」を行うもの

〈取扱店名〉

13桁のOCR番号管理で二重使用を防止

②自己取引・架空取引防止対策の啓発表示（ホームページ掲載）

令和2年12月10日

（登録店・利用者の皆様へ）

北海道商工会議所連合会

食事券の「自己取引・架空取引」防止啓発について

Go To Eat キャンペーンは「**飲食業の需要喚起**」とともに「**食材を供給する農林漁業者の応援**」という目的で実施されております。

実際のご利用無しに、食事券の換金請求を行うことは「不正利用」です。

登録店・利用者の皆様におかれましては、Go To Eat キャンペーンの目的に沿い、本事業をご利用くださいますようお願い申し上げます。

○主催事業者は、発行した食事券1枚1枚が、どの飲食店で利用されたか、国に報告する義務があります。

○個人利用の範囲を超えるご購入、自己取引・架空取引を疑わせる購入・利用など、不自然な利用が疑われる場合は「調査対象」となります。

○不正受給が判明した場合は「サービス産業消費喚起事業（Go To Eat キャンペーン）給付金給付規程」に従い、給付金の返還を求めます。

規程 URL <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/kyuhukitei.pdf>

北海道内で飲食店を営む事業者の皆さまへ

ひと皿に願いを込めて飲食店・生産者の皆さんを応援!

Go To Eat

北海道

お食事券

取扱店募集のお知らせ

この度、Go To Eat 北海道お食事券事業実施事務局は、
25%のプレミアムが付いた「Go To Eat 北海道お食事券」を発行いたします。

お急ぎの場合は
WEB申請を
お勧めします
(郵送の場合は
登録完了まで日数がかかる
場合があります)

〈申請期間〉
令和2年 **10/26** 日 受付開始
(WEB申請は同日15:00開始)
※申請が集中した場合は、登録完了が利用開始の11月10日に
間に合わない場合がございます。何卒、ご了承ください。

最終締切
令和3年 **1/20** 日 まで
※郵送の場合は同日必着

【発行者】
北海道商工会議所連合会



「Go To Eat 北海道お食事券」とは？

商品券名称	Go To Eat 北海道お食事券	販売方法	お住まいの地域の金融機関等 道内約400ヶ所で販売予定 ※販売店は専用WEBサイトに公開します
販売価格	8,000円／1冊(税込)	利用店舗	店内飲食をメインとする飲食店等 ※事前登録が必要です
発行単位	額面1,000円×10枚綴／1冊 (購入額8,000円で10,000円分の 利用が可能＝25%のプレミアム付)	利用期間	令和2年11月10日(火)～ 令和3年3月31日(水)まで
発行冊数	100万冊／総額100億円	発行者	北海道商工会議所連合会
購入限度	1回の購入につきお1人様1冊まで (複数回の購入は可)		
販売期間	1次販売:令和2年11月10日(火)～ 2次販売:令和2年11月16日(月)～ 令和3年1月29日(金)まで ※完売した場合は、その時点で終了		

取扱対象店舗となるための認証基準

以下1・2全ての項目を満たす店舗を対象とする

1. 店舗所在地・業種・営業スタイルに関する事

- 北海道内の店舗であること
- 食品衛生法の「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ていること
- 店内飲食をメインとする飲食店であること
※テイクアウト専門店・デリバリー専門店は不可
※「店内飲食をメインとする飲食店」がテイクアウト・デリバリーのサービスを行っている場合は可
- 日本標準産業分類「76飲食店」に該当し、且つ「その場所で飲食させる事業所」であること

○対象となる飲食店の例

- ・食堂、レストラン
 - ・専門料理店(日本料理店、中華料理店、西洋料理店、ラーメン店、焼肉店、カレー店、スパゲティ店など)
 - ・そば店、うどん店、すし店(但し、持ち帰り専門店、宅配専門店は不可)
 - ・居酒屋、焼鳥屋、おでん屋、ビール園等
 - ・喫茶店
 - ・ダイニングバー、ショットバー
 - ・ファストフード店(但し、持ち帰り専門店は不可)
- ※P2の飲食店区分をご参照願います。

×対象外となる飲食店の例

- ①店内飲食をメインとしないもの
 - ・宅配ピザ屋などのデリバリー専門店
 - ・持ち帰り専門店
 - ・移動販売店舗(キッチンカー)
 - ・カラオケボックス、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など
- ②「76飲食店」であっても、客への接待・遊興(※1・2・3)などを伴う飲食店は不可

- ・キャバクラ、ショーパブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック、料亭(接待を伴うもの)
- ※1 風営法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店
- ※2 飲食に伴う通常の役務(食事を出す・飲物を出す等)を超え「特定少数の客に対する会話・サービス行為等」を行うもの
- ※3 但し、風営法の許可を有していても本事業に参加している間、利用客に対し接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示している場合は可
- (5)本業が飲食店ではない事業者(建設業、ホテル、その他)が営む店舗であっても、「上記(1)～(3)」に示す対象に該当している場合は可

2. 感染症対策に関する事

- (1)「新北海道スタイル」を実践し、「新北海道スタイルステッカー」又は「新北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示していること
※ステッカー・安心宣言は、北海道庁HPからお申込み・ダウンロードできます
URL/<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/newhokkaidostyle.htm#kouhyou>
- (2)「北海道コロナ通知システム」を導入し取得したQRコードを店舗内に掲示し、利用客入店時又は着席時に登録呼びかけを行うこと
※QRコードはテーブル・メニューなど、着席した利用者の目につく場所に掲示すること
※QRコードは、北海道庁HPから登録・取得できます
URL/<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/coronaalertsystm.htm>

GoToEat対象飲食店区分

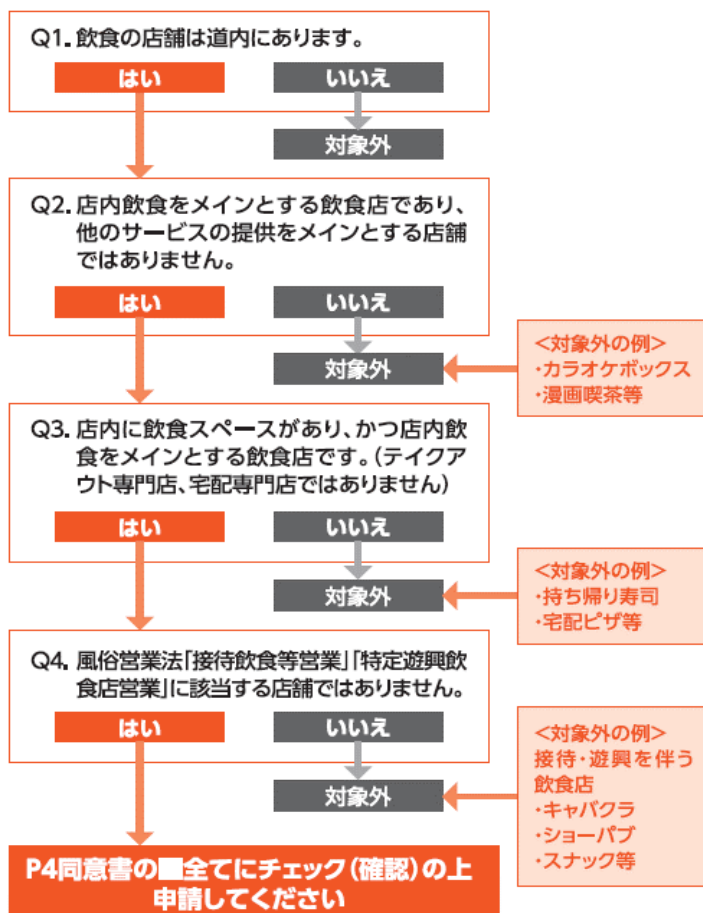
111	一般食堂・定食
112	レストラン・ファミリーレストラン
113	バイキング・ビュッフェレストラン
121	日本料理・郷土料理
122	懐石・割烹
123	天ぷら・うなぎ
124	とんかつ
125	すきやき・しゃぶしゃぶ
126	かに料理・海鮮料理
127	丼・鍋
128	おにぎり・釜飯
129	その他の日本料理
131	中華料理・台湾料理
132	ぎょうざ
141	ラーメン・中華そば
151	焼肉
152	ステーキ・鉄板焼
153	ジンギスカン

154	ホルモン焼
155	バーベキュー
161	フランス料理・イタリア料理
162	スパゲティ・パスタ
163	その他の西洋料理
164	韓国料理
165	アジア・エスニック料理
166	インド料理・カレー
167	無国籍料理・多国籍料理
171	そば・うどん
181	すし
182	回転すし
191	居酒屋・大衆酒場
192	焼鳥
193	から揚げ・ザンギ
194	もつ焼・おでん
195	ビアホール・ビアレストラン
196	ダイニングバー

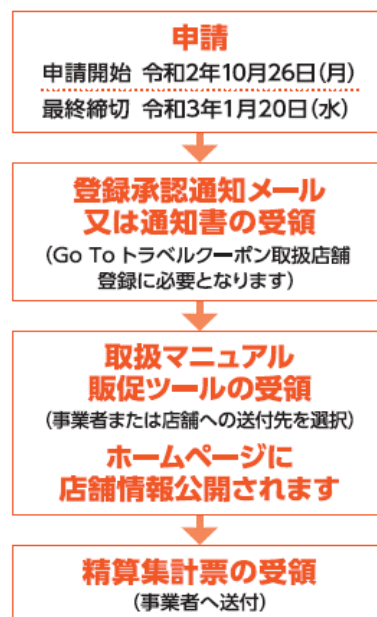
201	ショットバー・オーセンティックバー
202	スナック(1〜2名で営業 目撃 接待サービスなしの営業)
211	喫茶店・咖啡店・紅茶店・茶房
212	カフェ・フルーツパーラー
221	お好み焼き・焼きそば
222	たこ焼き・もんじゃ焼き
231	ハンバーガー
232	フライドチキン
241	ベーカリー・カフェ
242	イートインのある洋菓子店
243	イートインのある和菓子店
244	イートインのあるドーナツ店
245	イートインのあるサンドイッチ店
246	イートインのあるアイスクリーム店
247	イートインのあるジュース店
248	イートインのあるその他の飲食店
251	その他

※飲食店区分の記載が不明の場合はその他とさせていただきます

取扱店条件確認



申請後の手順

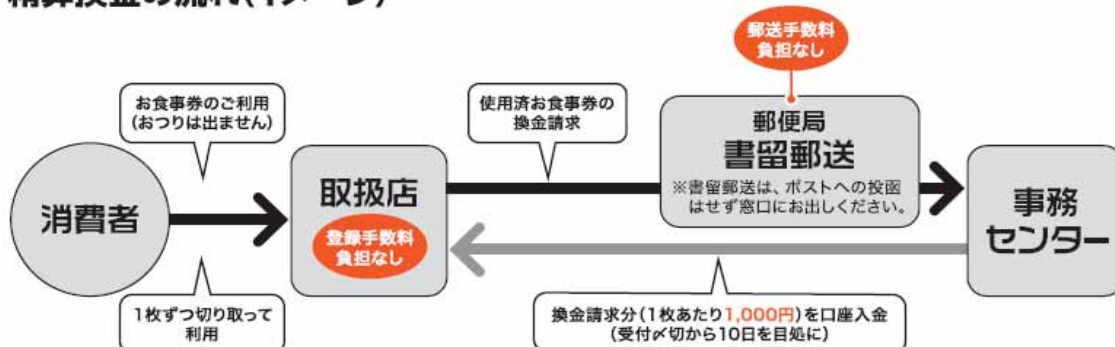


登録承認通知メール又は通知書を受領後、お食事券の取扱いが可能となります。但し、取扱い開始前には必ず取扱店マニュアルを熟読してください。マニュアルが届いてない場合は通知書に記載のID・パスワードで専用ホームページよりダウンロードしてください。

(早めに申請いただいた方でも申請が集中した場合は登録が11月10日のお食事券利用開始に間に合わない可能性があります。又、申請に不備があるものは不備が解消してからの手続きとなりますので、送付が遅くなることをご了承ください)

お食事券を精算する

1. 精算換金の流れ(イメージ)



2. 精算に必要なもの

① 使用済お食事券

13桁の番号周辺には、領収印やメモ書きをしないでください。

この枠内に店舗印を押してください。

- 必ずミシン目で切り離された状態のものを、輪ゴムなどの取り外しが容易なもので束ねてください。(ホッチキス不可)
- 破損等により、セロテープ等で補完したもの、折り目の強いもの、しわが多いものは別に束ねてください。

+

② 精算集計票

必ず自店のものをお使いください。

提出日を記入してください。

合計枚数を記入してください。

合計領算額を記入してください。

- ボールペンで強く記入してください。(鉛筆不可)
- 記載内容に訂正がある場合は、原則、新たな集計票に書き直してください。
- 集計票は2枚綴りで1セットになっています。2枚綴りのうち「提出用(1枚目)」を送付、「保管用(2枚目)」は大切に保管してください。

⚠️ ご注意

- 必ず自店の精算集計票を使用してご提出ください。
- 取扱店コード・店名を追記、修正した精算集計票は無効となります。

3. 精算の手続

精算の方法

精算に必要な ① 使用済お食事券
② 精算集計票(提出用) を
指定の「精算用封筒」を使用し、
「郵便局窓口」よりお送りください。

- ポストには投函しないでください。(簡易書留のため)
- 指定外の方法で送る場合の郵送料は、取扱店様負担となります。
- 送付前に使用済お食事券および精算集計票をご確認のうえ、送付してください。
- 精算集計票の取扱店控は、振込が完了するまで適切に保管してください。

▼精算用封筒



※郵便局窓口での
手続となり、ポストの
活用はできません。
※送付前に使用済お食
事券および精算集計
票をご確認のうえ、
精算用封筒の該当
欄に必ずチェック
を入れて送付してく
ださい。

4. 精算の受付とスケジュール

精算は全10回を予定しています。回収受付締日までに届いた分をおおよそ10日後を目処にご入金いたします。
詳しくは、登録後送付の取扱店マニュアルに記載の内容でご確認ください。

Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書

※下記をご一読の上、左側の□にチェック(✓)を入れてください。

【営業形態】

□当店は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の中分類「76飲食店」に分類される飲食店(主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店)であり、かつ、食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。

◆次のいずれかに該当します。

□当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営法」という。昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っています。

□当店は、風営法の許可を有しているものの、臨時に外から呼んできた者のみに接待させる営業を行っている店であり、かつ、Go To Eat キャンペーンに参加している間は、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に対して接待飲食等営業を行わず、その旨を店頭に掲示します。

【行政への協力】

□当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。

□当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。

□当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。

□登録の際に提供した情報及びGo To Eat の対象店舗となった場合はその旨をGo To Travel事務局に提供することに同意します。

【北海道における感染症対策に関して】

□「新北海道スタイル」を実践し、「新北海道スタイルステッカー」又は「新北海道スタイル安心宣言」を店頭に掲示します。

□「北海道コロナ通知システム」を導入し取得したQRコードを店舗内に掲示し、利用客入店時又は着席時に登録呼びかけを行います。

【ガイドラインに基づく取組等】

□当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」(令和2年5月14日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会)に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。

□当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生

を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。

- ・店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
- ・店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施(窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等)。
- ・他グループの客同士ができるだけ2m(最低1m)以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション(アクリル板又はそれに準ずるもの。以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- ・一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。

□当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。

□当店は、Go To Eat キャンペーンに参加飲食店として登録するに当たり、所在する【都道府県】が定める参加条件である【ステッカー、ポスターの掲示等】の取組を実施します。

□当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。

- ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
- ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
- ・大人数での会食や飲み会を避けること。
- ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
- ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
- ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
- ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がったりしやすい大量の飲酒を避けること。
- ・食事中以外はマスクを着用すること。
- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCA)を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

□当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

私は上記内容を宣言の上、Go To Eat キャンペーンに参加いたします。

Go To Eat 北海道お食事券 取扱店登録 申請書

(宛先) Go To Eat 北海道お食事券事業実施事務局

■ 誓約事項

- 登録する店舗は募集要項に記載されている対象店舗です。
- 飲食の提供なくお食事券の換金を行いません。
- お食事券を使用できない商品やサービスに対する支払いを受けません。
- お食事券の再販、再流通を致しません。
- お食事券の偽造・悪用は致しません。
- お食事券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- お食事券の利用期間中(令和2年11月10日(火)～令和3年3月31日(水))は取扱店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- お食事券の取扱、取扱店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。また、登録完了後に実施事務局から送付される取扱店舗用マニュアルに記載されている内容に従い、本事業の業務を進めます。
- お食事券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- お食事券の取扱に対して実施事務局からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 店舗名・所在地・電話番号・飲食店区分の公表(専用HP・チラシ等に掲載)について同意します。なお、これらの誓約事項に違反した場合、使用者への不利益を与える行為や故意により実施事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は、換金の拒否、取扱店舗登録の取消及び損害賠償を求める場合がございます。

※太枠部分をご記入ください。記入漏れがあると登録することができませんのでご注意ください。

申請者署名 事業者代表者又は連絡担当者名を記入してください	P4の「Go To Eat キャンペーン 参加飲食店同意書」の内容および上記誓約事項の遵守を宣言の上、取扱店の登録を申請します。	署名
---	--	-----------

① 事業者情報	事業者区分 ☐ 法人 (右に法人番号を記載してください) ☐ 個人事業主	法人番号				
	フリガナ					
	法人名または個人事業主名					
	フリガナ					
	所在地	〒 -				
	フリガナ					
② 口座情報	代表者名 (姓) (名)	連絡担当者名 (姓) (名)	※Eメールアドレスは連絡等に使用することがあります。			
	電話番号	E-mailアドレス	※Eメールアドレスは連絡等に使用することがあります。			
	※日中にご連絡がとれる番号を記載してください。					

② 口座情報	金融機関名	1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連 5.農協 6.漁協 7.信濃連	コーポレート 本店・支店 本所・支所 出張所	店番号
	口座番号 □にチェックしてください	☐ 普通 ☐ 当座	(右詰めでお書きください)	
	口座名義	※①事業者情報欄の法人名または個人事業主名、代表者名・ ③店舗情報欄の店舗名のいずれかと一致していること	口座名義(カタカナ)	

(注) ゆうちょ銀行の場合は「記号番号」を記入せず「支店名」「口座番号」をそれぞれの欄にご記入ください。

取扱店マニュアル・販促ツール送付先	☐ ①の事業者(本店)所在地	☐ ③の店舗所在地
-------------------	---------------------------------------	----------------------------------

※お申込みの際は、コピーを保存してください。
 ※記載が不明の場合は店舗所在地への送付となります。
 ※精算集計票は事業者所在地への送付となります。

広報物掲載情報欄 ～ホームページの取扱店一覧に掲載する情報です～ 複数店舗を同時申請する場合は、WEB申請をご利用いただくか、本紙裏面をご利用ください。					
③ 店舗情報	フリガナ				
	店舗名 ホームページに掲載される店舗名を記入してください				
	フリガナ				
	店舗所在地	〒 - 市 区 町 村			
	電話番号	- -			
③ 店舗情報	飲食店区分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください	※飲食店区分の記載が不明の場合はその他とさせていただきます		
	同意書の遵守	☐ P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

複数店舗用（※同一口座の場合で2店舗以上申請する時は2店目以降を下記に記入をお願いします）

③ 店舗情報	フリガナ			
	店舗名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店舗所在地	〒 - 市 区 郡 町 村		
	電話番号	- -		
飲食店区分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください			※飲食店区分の記載が不明の場合は その他とさせていただきます
同意書の遵守	☐ P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

③ 店舗情報	フリガナ			
	店舗名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店舗所在地	〒 - 市 区 郡 町 村		
	電話番号	- -		
飲食店区分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください			※飲食店区分の記載が不明の場合は その他とさせていただきます
同意書の遵守	☐ P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

③ 店舗情報	フリガナ			
	店舗名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店舗所在地	〒 - 市 区 郡 町 村		
	電話番号	- -		
飲食店区分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください			※飲食店区分の記載が不明の場合は その他とさせていただきます
同意書の遵守	☐ P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

③ 店舗情報	フリガナ			
	店舗名 ホームページに掲載される 店舗名を記入してください			
	フリガナ			
	店舗所在地	〒 - 市 区 郡 町 村		
	電話番号	- -		
飲食店区分	P2のGo To Eat対象飲食店区分から該当の店舗区分番号をご記入ください			※飲食店区分の記載が不明の場合は その他とさせていただきます
同意書の遵守	☐ P4の参加飲食店同意書の記載事項を遵守します			

詳しくはホームページをご覧ください
<https://gotoeat-hokkaido.jp>



【お問い合わせ先】「Go To Eat 北海道」お食事券 取扱店用お問い合わせセンター
TEL.011-351-8645 受付時間／平日9:00～18:00
 （土・日・祝日・年末年始を除く令和3年4月30日（金）まで）

④販売店ポスター・ステッカー・マニュアル

ポスター初版

サイズ

縦728mm×横257mm



当店で購入できます

GoTo Eat 北海道
お食事券
販売所

1冊 8,000円 で購入
10,000円 分
利用できます!

2,000円分
おトク!

販売期間
1次販売:令和2年11月10日(火)～
2次販売:令和2年11月16日(月)～
令和3年1月29日(金)まで
※売場した場合は、その時点で終了

販売価格 8,000円/1冊 (10,000円分の利用が可能※25%のプレミアム付)
※店舗回遊のため、お釣りの出ないようにご協力お願いします。

利用期間 令和2年11月10日(火)～令和3年3月31日(水)まで

購入限度 1回の購入につきお1人様1冊まで(複数回の購入は可)

利用可能店舗 店内飲食をメインとする事業に登録した飲食店
※詳しくはホームページをご覧ください。

※商品券の転売は禁止 ※返品 払い戻しはできません ※利用対象外の商品、サービス等がございます

【発行所】
北海道商工会議所連合会
「Go To Eat 北海道」お食事券お問い合わせセンター
TEL.011-350-5922
受付時間:平日9:00～18:00(土・日・祭日休場)令和2年11月10日(火)～
ホームページ▶<https://gotoeat-hokkaido.jp>

2版 (同サイズ)

当店で購入できます

Go To Eat 北海道
お食事券
販売所

お食事券 北海道 ¥1,000- 1冊

2,000円分
おトク!

8,000円で購入
10,000円分
利用できます!

販売期間
販売再開より61日間延長

※最新の販売期間はホームページでお知らせします。
※当初の販売期間(1月29日(金)まで)に販売を一時停止した日数(11/30~1/29=61日間)を確保できる範囲が延長されます。
※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、再び販売の一時停止・販売の再開延期が行われる場合があります。
※完了した場合は、その時点で販売終了。

販売価格 8,000円/1冊 (10,000円分の利用が可能=25%のプレミアム付)
※運搬経路のため、お釣りの出ないようにご協力をお願いします。

利用期間 令和2年11月10日(火)~令和3年6月30日(水)まで延長

購入限度 1回の購入につきお1人様2冊まで(複数回の購入は可)

利用可能店舗 店内飲食をメインとする当事業に登録した飲食店
※詳しくはホームページをご覧ください。

※無店舗の転売は禁止 ※返品 払い戻しはできません ※利用対象外の商品、サービス等がございます

【発行所】
北海道商工会議所連合会
[Go To Eat 北海道]お食事券お問い合わせセンター
TEL.011-350-5922
受付時間: 平日9:00~18:00 (土・日・祝日を除く) 011-350-5922(内線)
ホームページ: <https://gotoeat-hokkaido.jp>

3版 (同サイズ)

当店で購入できます

Go To Eat 北海道
お食事券
販売所

お食事券 北海道 ¥1,000- 1冊

2,000円分
おトク!

8,000円で購入
10,000円分
利用できます!

販売期間
**最新の販売期限は
ホームページでお知らせします。**

※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、再び販売の一時停止・販売の再開延期が行われる場合があります。
※完了した場合は、その時点で販売終了。

販売価格 8,000円/1冊 (10,000円分の利用が可能=25%のプレミアム付)
※運搬経路のため、お釣りの出ないようにご協力をお願いします。

利用期間 販売再開より3か月間延長

購入限度 1回の購入につきお1人様2冊まで(複数回の購入は可)

利用可能店舗 店内飲食をメインとする当事業に登録した飲食店
※詳しくはホームページをご覧ください。

※無店舗の転売は禁止 ※返品 払い戻しはできません ※利用対象外の商品、サービス等がございます

【発行所】
北海道商工会議所連合会
[Go To Eat 北海道]お食事券お問い合わせセンター
TEL.011-350-5922
受付時間: 平日9:00~18:00 (土・日・祝日を除く) 011-350-5922(内線)
ホームページ: <https://gotoeat-hokkaido.jp>

ステッカー初版

サイズ

縦200mm×横200mm

Go To Eat 北海道お食事券

販売所



1冊 **8,000円** で購入 **2,000円分** おトク!

10,000円 分利用できます!

販売期間 1次販売:令和2年11月10日(火)～
2次販売:令和2年11月16日(月)～
令和3年1月29日(金)まで

※販売した場合は、その時点で終了
※混雑回避のため、お釣りの出ないようにご協力お願いします。

【発行者】北海道商工会議所連合会

2版 (同サイズ)

Go To Eat 北海道お食事券

販売所



1冊 **8,000円** で購入 **2,000円分** おトク!

10,000円 分利用できます!

販売期間 **販売再開より61日間延長**

※最新の販売期間はホームページでお知らせします。
ホームページアドレス <https://gotoeat-hokkaido.jp/>
※販売した場合は、その時点で終了
※混雑回避のため、お釣りの出ないようにご協力お願いします。



【発行者】北海道商工会議所連合会

3版（同サイズ）

Go To Eat 北海道お食事券
販売所

Go To Eat 北海道
キャンペーン

お食事券 北海道 ¥1,000- 見本

1冊 **8,000円** で購入 **2,000円分** おトク!
10,000円 分利用できます!

販売期間 最新の販売期限は
ホームページでお知らせします。
ホームページアドレス <https://gotoeat-hokkaido.jp/>
※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、再び販売の一時停止・
販売の再開延期が行われる場合があります。
※販売した場合は、その時点で終了
※混雑回避のため、お釣りの出ないようにご協力お願いします。

【発行者】北海道商工会議所連合会

完売ステッカー（1次）

完売ステッカー（2次）

サイズ 縦200mm×横200mm

